

香川県条例第8号

香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例の一部改正)

第1条 香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例（平成24年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法について、必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第2条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 略</p>	<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>別表第1（第2条関係） 第1表 略</p>

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～162 略			
163 狩猟免許申請手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条各号に掲げる者 略	略	
164～598 略			

備考 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～162 略			
163 狩猟免許申請手数料	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条各号に掲げる者 略	1件	3,900円
164～598 略			

備考 略

（香川県自然海浜保全条例の一部改正）

第3条 香川県自然海浜保全条例（昭和55年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自然海浜保全地区の指定等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>（1） <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区の区域</p> <p>（2）～（8） 略</p> <p>3～9 略</p>	<p>（自然海浜保全地区の指定等）</p> <p>第4条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる区域については、自然海浜保全地区として指定しないものとする。</p> <p>（1） <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区の区域</p> <p>（2）～（8） 略</p> <p>3～9 略</p>

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第4条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>26～55 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの（別表第1の25の項の規定により各市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>5～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～24 略		25 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略	略	26～55 略		書 類	市 町	1～3 略		4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの（別表第1の25の項の規定により各市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）	略	5～37 略		<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～24 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略</td> <td style="text-align: center;">各市町</td> </tr> <tr> <td>26～55 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの（別表第1の25の項の規定により各市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）</td> <td style="text-align: center;">各市町</td> </tr> <tr> <td>5～37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～24 略		25 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略	各市町	26～55 略		書 類	市 町	1～3 略		4 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの（別表第1の25の項の規定により各市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）	各市町	5～37 略	
事 務	市 町																																
1～24 略																																	
25 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略	略																																
26～55 略																																	
書 類	市 町																																
1～3 略																																	
4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> 、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの（別表第1の25の項の規定により各市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）	略																																
5～37 略																																	
事 務	市 町																																
1～24 略																																	
25 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(25) 略	各市町																																
26～55 略																																	
書 類	市 町																																
1～3 略																																	
4 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> 、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び同法の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの（別表第1の25の項の規定により各市町が処理することとなる事務に係るものを除く。）	各市町																																
5～37 略																																	

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。